

議第40号

三島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

三島市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三島市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

「

	12,500円	13,350円	14,200円
別表中	10,800円	11,650円	12,500円
	9,100円	9,950円	10,800円

を

」

「

	12,900円	13,700円	14,500円
	11,300円	12,100円	12,900円
	9,700円	10,500円	11,300円

に改める。

」

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた三島市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和7年3月18日提出

三島市長 豊岡 武士